

教保第299号
令和4年5月23日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

） 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

適正な救急受診のお願いについて

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和4年5月20日付け保確第123号にて沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部統括情報部長から別添のとおり依頼があります。
ついては、各学校においては、保護者向け一斉メール等を活用し、保護者への周知をお願いいたします。
各市町村教育委員会においては貴所管の学校へ周知をお願いいたします。
各教育事務所においては、本件について御承知おきください。

記

【県HP 子どもの体調不良時には？（子どもを見守るポイント！）】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen-iryuu/taisei/20220502.html>

担 当	教育庁保健体育課健康体育班	今枝聖子
電 話	098-866-2726	
F A X	098-862-0472	
E-mail	imaedase@pref.okinawa.lg.jp	



写

保確第 123 号
令和 4 年 5 月 20 日

教育長（保健体育課） 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公印省略）

適正な救急受診のお願い（周知依頼）

現在、沖縄県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、救急外来の受診者が急増しておりますが、多くは発熱や咳、喉の痛みといった軽症者の受診となっております。このままでは、緊急に処置が必要な救急患者が適正な医療を受けられない事態が懸念されることから、県民の皆さまには次のとおり適切な救急受診をお願いしているところです。

貴職におかれましては、同趣旨をご理解いただくとともに、関係機関へ周知して下さるようお願いいたします。

- 1 コロナウイルスの検査のみを目的とした救急受診はお控えください。
- 2 夜間、休日の急な子どもの体調不良時には、以下の「新型コロナに感染した（感染が疑われる）子どもを見守るポイント！」を確認の上、必要に応じて、小児救急電話相談（#8000 番）へご相談ください。
- 3 コロナが疑われる場合には、薬局で購入できる医療用の抗原検査キットの活用や、市販薬等を服用することもご検討ください。（抗原検査キットで陽性となった場合、病院に行かずにオンラインで抗原定性検査・陽性者登録センターに届け出すことが可能です。（同センターHPはこちらから））

【県HP「子どもの体調不良時には？」より】

新型コロナウイルスに感染しても、ほとんどのお子さんが**1～2日の発熱**が続いたあとに自然に治ります。ただし、**のどの痛み**で水分が取れなかったり、**下痢**が続いたりすることで、**脱水を起こすことがあります**。そこで、自宅で療養するときには、ここで紹介するポイントを参考として、**お子さんを定期的に見守ってください**。

ポイント1：急いで受診すべき状態

- ・呼吸が苦しそう（肩で息をする、ゼイゼイしている、咳で眠れない・水分がとれない）
- ・呼吸が早い（1分間に、乳児：50回以上、幼児：40回以上、学童：30回以上）
- ・水分がとれず、または嘔吐や下痢が頻回で、半日以上おしっこが出ていない
- ・元気がなく、ぐったりしている。呼びかけへの反応が悪い。
- ・初めてけいれんした（手足を突っ張る、がくがくする、眼が上を向いている）
- ・生後3か月未満の赤ちゃんで38℃以上の発熱があって、下がらない場合

ポイント2：自宅で見守ってよい状態

38℃以上の発熱があっても、水分が取れていて、遊んだりできているのであれば、自宅で様子を見守っていただけます。急いで受診しなければならないわけではありません。
なお、高熱だけで腸の痙攣が起きることはありません。市販の解熱剤を適宜使用しながら、ゆっくりと休ませてあげてください。基礎疾患のあるお子さんについては、かかりつけの先生に電話で相談しましょう。

詳しくはこちらから▼



沖縄県 子どもの体調不良時
で検索🔍 又は URL ↓ をクリック
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen-iryuu/taisei/20220502.html>